

府中市立府中第五小学校 改築に伴う基本構想

**令和 7 年 10 月
府中市教育委員会**

目次

1 背景と目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	1
2 現状の分析.....	2
(1) 建物の現況.....	2
(2) 児童数の推移.....	2
(3) 建築基準法等の制約.....	2
(4) アンケートによる現状の把握.....	3
3 整備方針	3
(1) 老朽化対策の進め方.....	3
(2) 目指す学校施設と整備方針.....	4
4 与条件の整理.....	4
(1) 配置の条件.....	4
(2) 教育環境の充実についての具体的な取組.....	5
(3) 地域との連携.....	5
(4) 防犯・安全面.....	5
(5) 各室の条件.....	6
(6) 改築の施設規模及び事業スケジュール.....	7
5 配置のイメージ	8

府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想

1 背景と目的

(1) 背景

本市の学校施設は、昭和30年代から50年代にかけて、既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替えるとともに、高度経済成長に伴う人口増加などにより児童・生徒数が急激に増加したことで、新しい学校の建設や校舎の増築を集中的に行うなど、他の公共施設に先駆けて整備を進めてきました。

現在、これらの学校施設は建築後50年以上が経過し、老朽化が進行している状態であることから、児童・生徒の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるようにするために、老朽化対策が重要かつ喫緊の課題となっています。

令和2年（2020年）2月には府中市学校施設改築・長寿命化改修計画を策定し、第一期改築実施校として府中第八小学校及び府中第一中学校を、第二期改築実施校として府中第三小学校及び府中第六小学校の改築を進めるなど、現在に至るまで、学校施設の老朽化対策を計画的かつ着実に実施してきました。

近年、建築コストの増加に加え、児童・生徒数の増減、防災や環境面など、学校施設に求められるニーズが大きく変化していることから、令和7年（2025年）1月に第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画を策定し、各学校の老朽化調査結果（校舎の構造・体及び意匠・設備の状況調査）及び学校施設の築年数に基づく総合評価から、学校ごとの整備順序を検討した結果、府中第五小学校及び府中第九小学校を次期改築実施校に位置付けました。

(2) 目的

府中第五小学校の改築事業を行うに当たり、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画で示す、市全体の学校施設の整備方針を踏まえ、新たな学校施設の規模や事業スケジュールを設定するための与条件の整理を行い、設計者が設計業務を速やかに行えることを目的とし、本基本構想を策定します。

本基本構想では、府中第五小学校がこれまで行ってきた教育活動や地域の伝統、文化活動に根ざした学校独自の取組の現状を整理し、整備方針を定めるものです。

2 現状の分析

(1) 建物の現況

ア 所在地

府中市本宿町1丁目51番地（第五学童クラブを含む。）

イ 建物状況

(ア) 敷地面積：19, 442m²

(イ) 現有建物：校舎 6, 091m²（令和7年度学校施設台帳）

体育館 698m²（令和7年度学校施設台帳）

プール 大プール（25m×6コース）、
小プール（低学年用）

学童クラブ 231m²（令和5年度版公共施設カルテ）

学童クラブ分館 348m²（令和5年度版公共施設カルテ）

その他附属施設

(2) 児童数の現況と予測

令和7年度の状況と令和12年度の予測は次のとおりです。

なお、令和12年度の特別支援学級については、児童数等の予測を行っていませんが、現在と同程度の規模を見込んでいます。

ア 令和7年度：780人 24学級（通常学級）

50人 7学級（特別支援学級）

イ 令和12年度：774人 25学級（通常学級）

50人 7学級（特別支援学級）

(3) 建築基準法等の制約

本敷地は第一種中高層住居専用地域で、東の一部は準住居地域となっていますが、いずれも日影規制がかかります。第一種中高層住居専用地域については第二種高度地区、準住居地域については第三種高度地区となっており、高さ制限があります。なお、西府駅周辺地区地区計画にも該当しています。

さらに、敷地南側の一部は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に定める急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害防止対策の推進に関する法律に定める土砂災害警戒区域に該当し、共に建物の一部が同区域内に存しています。

(4) アンケートによる現状の把握

現状の学校施設について、保護者・教員を対象にしたアンケートを実施し、学校施設の使用について把握しました。

【保護者のアンケート結果】

ア 新しい校舎でもあったら良いと思う特徴的な施設・設備

- ・暑さを問わずに水泳授業ができるプール
- ・芝生
- ・正門のクスノキ
- ・安全で充実した遊具

イ その他、改築に関する意見

- ・校舎もトイレも明るく作ってあげてほしい。
- ・改築中に通学する子供たちに可能な限り配慮をしてほしい。
- ・プールに屋根を作るなど、夏に指導が出来るようにしてほしい。
- ・自然環境に配慮した新校舎
- ・セキュリティ設備やバリアフリー設備が充実すると良い。

【教員のアンケート結果】

ア 新しい校舎でもあったら良いと思う特徴的な施設・設備

- ・クスノキ
- ・東屋
- ・畠
- ・ミスト

イ その他、改築に関する意見

- ・校庭に面して職員室や保健室を作ってほしい。
- ・デザイン性より、児童・教員の使いやすさが大切
- ・木目調の温かい学校にしてほしい。
- ・教室から遠すぎない場所に配膳室を配置してほしい。

3 整備方針

(1) 老朽化対策の進め方

ア 学校施設の老朽化の状況を踏まえた対策

府中第五小学校については築50年を経過している建物が多いことから、校舎、体育館等を全体的に改築します。また、敷地内にある学童クラブや敷地外にある学童クラブ分館、放課後子ども教室については学校施設と一体的に整備します。

イ 教育環境の充実

各教室、各部屋などの市全体の整備方針^(※)に基づき、より良好な教育環境を確保するとともに、新しい教育ニーズに対応した学校づくりを目指します。

※ 各教室、各部屋などの市全体の整備方針は第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画を参照

ウ 地域と連携し、地域の拠点となる学校づくり

学校施設の地域開放や公共施設の複合化、児童数の減少も視野に入れ、教室の配置や改修などについて、柔軟かつ適切な対応ができる学校づくりを目指します。

(2) 目指す学校施設と整備方針

第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画では、5つの「本市が目指す学校施設」とそれに対する「学校施設の全体整備方針」を定めています。府中第五小学校の改築に当たっては、これらを踏まえ、整備を進めていくこととします。

4 与条件の整理

府中第五小学校の改築事業を実施するに当たり、「3 整備方針」の内容を基本とし、学校独自の条件を加味した整備を行います。

(1) 配置の条件

ア 児童の安全・安心を考えた配置計画

児童の安全・安心を第一に考え、昇降口、校庭、体育館等の動線が教職員の死角にならない（校務センターから確認できる。）ようにするなど、不審者対策を考えた配置とします。

イ 校舎と校庭の位置関係

敷地南側の一部は、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域に該当することから、既存の配置のように南側に校舎及び体育館を建築することは不可とします。

校舎を西側に配置した場合は、冬季における校庭の日陰や水はけ、融雪などに配慮が必要です。

ウ 体育館の運用と配置

工事中でも体育館が使用できるような配置及び工事手順（先行で新体育館を建設するなど）を検討する必要があります。

新体育館は、災害時の一次避難所や地域開放時への対応、高齢者や要配慮者の使用等にも配慮し、原則地上（1階）に配置します。

エ 地域開放時のセキュリティ確保

学校教育エリアと地域開放エリアは、管理上、物理的に区切り、地域開放エリアの利用者が学校教育エリアに入れない計画とします。

オ 放課後子ども教室と学童クラブの位置関係

放課後子ども教室と学童クラブは、共に放課後に児童を預かる場であることから、近接させた配置とします。また、学校の利用時間外に児童が入りできるよう、門扉及び玄関を学校の用途とは別途で設けるなど独立した運用が可能な配置とします。

カ 外構計画

府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想

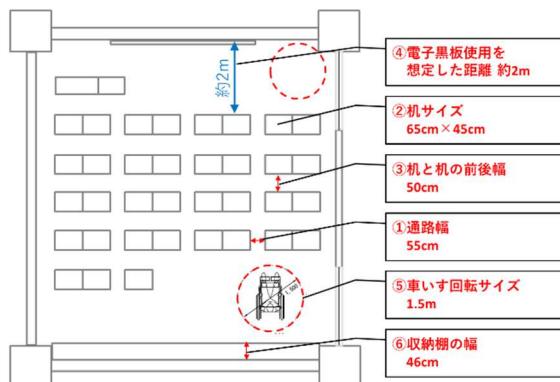
東側校門近くのクスノキは府中市の名木百選に指定されているため、原則、現在の場所に保存する計画とします。

校庭は、維持管理がしやすいクレー舗装を原則とします。芝生を残す場合は、維持管理の手法などに十分配慮した計画が求められます。

(2) 教育環境の充実についての具体的な取組

ア 普通教室

普通教室は、学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能性を備えたものとし、原則、8m×8.5mの大きさとします。



【普通教室レイアウトの具体的条件】

イ メディアセンター

図書やインターネットなどの様々な媒体を活用した学習ができ、子供たちが主体的・対話的で深い学びを行う中心的な場となるよう、「メディアセンター」を設けます。調べ物学習や発表をしやすいスペースを確保し、ICT機能の充実など、将来的な備品の変化にも柔軟に対応できるつくりとします。

ウ 校務センター

「チームとしての学校」の実現に向け、管理職のリーダーシップが發揮しやすく、全ての教職員がお互いにコミュニケーションを取りやすい環境づくりとして、従来の職員室と事務室を一体化した「校務センター」を設けます。

(3) 地域との連携

地域開放・災害時の避難所としての機能は、学校運営に支障がないよう、セキュリティに配慮した計画とします。

(4) 防犯・安全面

ア 校舎への入口や受付を明確化し、校舎への出入管理機能、オートロックシステムなども含め、セキュリティ機能を備えた計画とします。

イ 学校運営時間は児童の安全を第一に校門等を施錠し、来訪者等にはインターホン等で遠隔対応ができるようにするなど、不審者対策に係るセキュリティ機能を備えた計画とします。

府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想

(5) 各室の条件

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 各教室の大きさ（壁芯）は8m×8.5mとを1コマとする。 改築に当たり校舎・体育館・学童クラブが使えない時期のない建て替え手順とする。 将来の児童数の推移や維持管理コストの低減に向け、構造や棟の構成については、他の用途への転用しやすさや建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用条件を考慮すること。 学童クラブ、放課後子ども教室は学校施設と一体で建設する。 				
種類	諸室名	規模	室数	合計コマ数	備考
普通教室	普通教室	1.0	25.0	25.0	学年のまとめを重視。学年4クラスとするが、将来の児童数の状況に応じて柔軟に対応できる配置とする。 不審者侵入へ備え、2階以上に配置する。 教室と廊下に壁を設け、オープン教室としない（可動壁は可とする。）。
	学習室	0.5	6.0	3.0	学年のまとめに付随して配置。普通教室への転換も考慮する。 学習室0.5コマ×4室+低学年用学習室1コマ×2室
小計①		31.0	28.0		
特別教室	理科室	1.5	1.0	1.5	
	理科準備室	0.5	1.0	0.5	理科室に隣接して配置
	音楽室	1.5	2.0	3.0	
	音楽準備室	0.5	1.0	0.5	音楽室に隣接して配置
	家庭科室	1.5	1.0	1.5	震災時に調理する場所として、普段は地域開放で利用を想定し1階に配置
	家庭科準備室	0.5	1.0	0.5	家庭科室に隣接して配置
	図工室	1.5	1.0	1.5	
	図工準備室	0.5	1.0	0.5	図工室に隣接して配置
	メディアセンター	3.0	1.0	3.0	従来の図書室とコンピューター室を複合した「メディアセンター」として一体で整備し、児童がいつでも使いやすい位置に配置する。
	司書室	0.5	1.0	0.5	
小計②		13.0	14.0		
管理諸室	校務センター	3.5	1.0	3.5	校務センター化（職員室+事務室+給湯室+打合せブース）
	校長室	1.0	1.0	1.0	応接機能+打合せ機能
	保健室	1.0	1.0	1.0	校庭に面して1階に配置
	印刷室	0.5	1.0	0.5	校務センターに隣接して配置
	倉庫・教材室	0.5	6.0	3.0	各階に配置
	職員更衣室（男女別）	0.5	2.0	1.0	教職員休憩スペースとしても利用する。男女比の割合に対応できるつくりとする。
	放送室	0.5	1.0	0.5	校庭が直接見渡せる位置に配置
	会議室	1.0	1.0	1.0	震災時及び地域開放での利用を想定し1階に配置
小計③		18.0	13.5		
その他	多目的室	2.0	1.0	2.0	震災時及び地域開放での利用を想定し1階に配置
	児童用更衣室	1.0	1.0	1.0	
	PTA室	0.5	1.0	0.5	
	特別支援学級 教室	0.5	7.0	3.5	
	特別支援学級 プレイルーム	1.0	1.0	1.0	
	特別支援学級 教材室	0.5	1.0	0.5	
	特別支援教室	1.0	1.0	1.0	
小計④		13.0	9.5		
総計①～④		75.0	65.0		
その他施設	体育館	災害時の避難施設として利用。原則1階に配置。地域開放で利用。			
	学童クラブ	本建設工事においては既存を解体し、600㎡程度の施設を学校施設と一体で整備			
	放課後子ども教室	学童クラブと併設させる。教室1コマの大きさとする。			
	グラウンド	できるだけ広く確保(現状150mトラック、50m走路あり)			

※ 各教室の規模・室数については、今後の学校運営の状況を踏まえて基本計画で詳細を検討します。

府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想

(6) 改築の施設規模及び事業スケジュール

ア 改築の施設規模

- (ア) 構 造：設計委託時に検討
- (イ) 階 数：設計委託時に検討
- (ウ) 延床面積：校 舎 7, 800m²程度
体育館 1, 200m²程度
学童クラブ 600m²程度
その他附属施設

イ 事業スケジュール

埋蔵文化財包蔵地であることから、建て替え計画が延伸する可能性があることに留意すること。

- (ア) 令和8年1月～10年3月 基本計画・基本設計・実施設計
- (イ) 令和10年7月～12年8月 新校舎改築工事等
- (ウ) 令和12年9月 新校舎供用開始

5 配置のイメージ

府中第五小学校 配置計画の考え方		【 学校機能 】 <ul style="list-style-type: none">・改築に当たり各機能が使えない時期のないローリング計画とする。・工事期間中も一部校庭が使用できる計画とする。・仮設計画は出来る限り校舎のみとし、体育館は既存活用できる計画とする。・南側配置は不可とする。 【 法的制約 】 <ul style="list-style-type: none">・地区計画により、建築物等の高さの最高限度20m、北・西側道路はセットバック2mが必要・第2種高度地区により、敷地北側は高さ制限が発生・日影規制により、日影の検討が必要・景観条例（府中崖線景観形成推進地区）事前協議が必要
建物配置の現状		Aパターン
<p>既存校舎は南側に配置されている。</p>		<p>校舎を北側に配置</p>
平面計画	ゾーニング	Aパターン
		<p>校舎を北西側へ配置</p>
校庭	校庭の形 向き・大きさ	<ul style="list-style-type: none">・敷地南側の急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域を回避した配置となる。
	トラックの確保	<ul style="list-style-type: none">・校庭が広く取れる。・校庭の日照条件が良い。
周辺との関係	近隣への日影の影響	<ul style="list-style-type: none">・敷地西側隣地の一部に日影が生じる。
		<ul style="list-style-type: none">・敷地西側隣地に日影が生じる。